

個人事業者は是非！ 青色申告の概要

平成 28 年 2 月作成



日本は給与所得者が多いため、確定申告についてなじみのない方もいると思います。そのような人でも「青色申告」という言葉を聞いたことくらいはあるのではないのでしょうか？しかし、この青色申告が何であるのかを知らない人は多いのではないかと思います。

日本の**所得税は自分の税金を自分で計算して納税する、申告納税制度が採用**されています。そして、**所得や税金を計算するためには、本来日々の取引を記録（記帳）する必要があります**。しかし、それには**簿記の知識や記帳のための労力を要する**ため、申告納税制度が採用された時代では、記帳を行わず、悪く言うと適当にある程度の数字を集計して所得を計算する（所謂どんぶり勘定）ということも多かったのです。これでは正しい所得計算や納税を行うことはできません。そこで、**きちんと帳簿を付けて所得を正しく計算する事と引き換えに、様々な特典を認めますよ、という「青色申告制度」が作られました**。なぜ、青色申告と言うかといえば、昔は本当に申告書の用紙が青色だったのです。

具体的な主な特典としては以下のようなものがあります（制度の詳細は省略します）。

- ① 青色申告特別控除（10万円または65万円を所得から控除できる）※1
- ② 青色事業専従者へ支払った給与の必要経費算入（一定の親族へ支払った給与のうち従事する業務等に照らして適当と認められる額）※2
- ③ 純損失の繰り越し（3年）又は繰り戻し（前年分）
- ④ 一定の資産を取得し、事業の用に供した場合の**各種減価償却の特例等**

※1 65万円の控除を受けるためには確定申告時に**貸借対照表を作成し、添付する必要があります**。なお、**不動産所得のみの方はその規模により65万円の控除が適用できないことがあります**。

※2 通常同居の親族に対する給与の支払いは必要経費に算入できません。また、白色申告の場合、事業専従者が配偶者の場合は85万円、その他の一定の親族の場合は50万円までしか必要経費に算入できません。

なお、青色申告ができる人は事業所得、不動産所得、山林所得のある人で、青色申告をするためには、承認申請書を、事業開始の時期等に応じ税務署へ提出する必要があります。

	区分	青色申告承認申請書の提出期限
1	原則	青色申告の承認を受けようとする年の3月15日
2	新規開業した場合(その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合)	業務を開始した日から2か月以内

また、相続により事業を引き継いだ場合には下記の期間となります。自ら新規開業した場合より期限が早くなる場合がありますので、注意してください。

	区分	青色申告承認申請書の提出期限
1	被相続人が白色申告者の場合(その年の1月16日以後に業務を承継した場合)	業務を承継した日から2か月以内
2	被相続人が青色申告者の場合(死亡の日がその年の1月1日から8月31日)	死亡の日から4か月以内
3	被相続人が青色申告者の場合(死亡の日がその年の9月1日から10月31日)	その年12月31日
4	被相続人が青色申告者の場合(死亡の日がその年の11月1日から12月31日)	翌年2月15日

なお、平成26年1月より、白色申告で所得が300万円以下の人も記帳・書類の保存が義務付けられました。現在白色申告をしている方は、**ぜひ青色申告を検討してみてください**。**少なくとも10万円の青色申告特別控除を受けることができます**。